

議案第59号

財産を交換し、無償で譲渡し、及び無償で貸し付ける こと並びに負担付きの贈与を受けることについて

次のとおり財産を交換し、無償で譲渡し、及び無償で貸し付けること並びに負担付きの贈与を受けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

(1) 交換に供する財産

種 類	所 在 地	数 量
土 地	倉吉市上井字茶屋後口430番ほか10筆	32,963.04平方メートル
	倉吉市上井字樋ノ戸748番24ほか4筆	420.91平方メートル
	倉吉市上井字内中島441番8ほか5筆	359.80平方メートル
	倉吉市大谷字西三谷1353番2	65.88平方メートル
	倉吉市関金町大鳥居字新林1067番45	19.50平方メートル
建 物 等	倉吉市上井字茶屋後口430番ほか15筆地内 (元)鳥取県立倉吉産業高等学校の一部	1,514.72平方メートル

(2) 交換により取得する財産

種 類	所 在 地	数 量
土 地	倉吉市上井字橋ノ下503番1ほか4筆	20,900.01平方メートル
	倉吉市明治町二丁目2番2ほか2筆	1,164.82平方メートル
	倉吉市旭田町62番	1,276.61平方メートル
	倉吉市下田中町815番	1,257.80平方メートル
	倉吉市小田字八ヶ坪212番3ほか6筆	301.49平方メートル
	倉吉市大谷字東三谷100番3ほか5筆	2,213.98平方メートル
	倉吉市関金町大鳥居字新林峰1238番51ほか4筆	1,073.27平方メートル
	倉吉市長坂町字大境695番4ほか1筆	152.95平方メートル
	倉吉しみどり町3564番15ほか2筆	703.88平方メートル
	倉吉市大原字宮ノ下624番5ほか1筆	35.91平方メートル
倉吉市上米積字見伝812番9	98.92平方メートル	
建 物 等	倉吉市上井字橋ノ下503番1ほか4筆地内 倉吉市立河北中学校の一部	254.00平方メートル

(3) 無償譲渡に供する財産

種 類	所 在 地	数 量
建 物 等	倉吉市上井字茶屋後口430番ほか15筆地内 (元)鳥取県立倉吉産業高等学校の一部	9,296.82平方メートル

(4) 負担付贈与を受ける財産

種 類	所 在 地	数 量
建 物 等	倉吉市上井字橋ノ下503番1ほか 4筆地内 倉吉市立河北中学校の一部	6,962.44平方メートル

2 相 手 方

倉吉市葵町722番地

倉 吉 市

3 交換等の条件

- (1) 倉吉市は、県に対し交換差金6,310,186円を支払うこと。
- (2) 県は、1の(2)及び(4)の財産で倉吉市立河北中学校の土地及び建物等に係る部分については、交換等により所有権が移転した日から平成25年3月31日までの間、倉吉市に対し無償貸付けを行うこと。

4 理 由

倉吉市立河北中学校の建物等が老朽化していること、グラウンドが狭小であることから、教育環境の改善のため、高校再編で廃校となった(元)鳥取県立倉吉産業高等学校の土地等及び建物等と倉吉市立河北中学校の土地等及び建物等の交換等を行うとともに、倉吉市立河北中学校として使用することとなる(元)鳥取県立倉吉産業高等学校の改修工事等が終了するまでの間、県が交換等により取得する倉吉市立河北中学校の土地及び建物等は無償で貸し付けようとするものである。